

# 第1回 安城市子ども・子育て会議 会議録

■日時 令和4年7月26日（火） 午後1時30分～3時

■場所 安城市役所本庁舎3階 第10会議室

## ■出席委員（15名）

神谷明文、鶴田 稔、榊原 守、早川千絵、杉浦一隆、由良宜寛、兵藤伸彦、松永 聡、杉原孝子、平野佳香、土肥由美、柴田知幸、太田妙子、神谷由美子、橋口真美

助言者：新井美保子

## ■欠席（4名）

柴田綾乃、成島清美、舘 美紀、渡邊裕子

### 1 会長あいさつ

### 2 副会長の指名

### 3 議題

- (1) 第2期安城市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について（資料1）
- (2) 第2期安城市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて（資料2）
- (3) 保育園、認定こども園、幼稚園の在園児数について（資料3）
- (4) 民間保育園の認定こども園への移行について（資料4）

### 4 その他

## ■議題

---

### 【議題1】 第2期安城市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について（資料1）

資料1について、事務局より説明

（会長）

議題1について、ご質問等ありますか。

（委員）

NO.1の妊婦健康診査事業の指標の説明で妊娠11週までの届け出率を目標にされていますが、11週までの届け出の理由は何ですか。実施内容の理由に「早期に届け出ることによって必要な妊婦健診を妊娠初期から受けられる」とありますが、現在妊婦健診は妊娠6ヶ月までは月1回、その後は月2回になると思います。妊娠初期の方に早く届け出をしてほしいというなら、妊娠初期はつわりもひどかったり体調が悪く不安定な時期だったりするので、妊娠初期に健診の回数を月

2回にするというような制度を作ったほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局)

妊娠11週までの届け出を指標としているのは、出産までに14回の妊婦健診受診票があり、受診できる期間を逆算していくと11週までに届け出をしていただくとすべての回を受診できるというところで1つの指標としています。おっしゃるとおり体調がよくない等で11週までにお届けされていない方もお見えになりまして、4%というのがそういう方です。そのような方はそれに見合った受診をしていただくということで、11週までに届け出というのは14回の健診を1番スムーズに受診できる一つの目安ということで設けています。

(委員)

敢えて重点課題としているが、特に11週までに届け出という呼びかけがあるわけではないので、それだと重点課題ではなく、事業の中の一つということでいいのではないのでしょうか。

(事務局)

11週までに届け出というのは決して強制ではなく、11週までに届け出てもらえればスムーズに受診ができるということを前面に出して周知しているつもりですが、そこはまたしっかり誤解のないように周知をしていきたいと思っています。

(会長)

ご質問の趣旨は、11週までに体調が悪くて、そこで受診したいということもあるということですか。必ず11週までに届け出なさいということではないですね。

そうすると、妊娠初期の段階でどういった行政サービスがあったらいいと思いますか。

(委員)

妊娠初期はつわりや出血等体調が悪いこともあるが、まだ職場には休ませてと言えない時期です。そんな時赤ちゃんの状況は医者でしか分からないので、母子手帳をもらうかどうかは別として、今妊娠して大事にすべき時期なので休みましょうという公のものを何かもらえると助かる女性は多いと思います。

(事務局)

市としては妊娠して保健センターに届け出をしていただくことで初めて妊娠されていることが把握できるので、そこからは保健相談や保健指導といった専門職を交えてのケアや相談の体制がとれるため、なるべく早く届け出をいただき支援の網に乗っていただきたいのです。その一つの目安が11週ということにして、今のお話のように妊娠初期に大変な思いをされた方でも早く届け出さえしていただければ支援相談の受け入れ体制がとれるという点で大事な要素と考えておりますので、重点課題とさせていただきます。

(会長)

そのような回答でよろしいですか。

では他にご質問ご意見はありますか。

(委員)

NO. 17の地域子育て支援拠点事業についてですが、コロナの影響により利用者の実績値が目標値の半分以下になっていてその理由は時間制限と人数制限です。今も初期の緊急事態宣言の頃と同じ状況で運営されています。現在は例えば公民館等の会議室の人数制限も解除され定員の

とおりの施設もあります。

その点、この事業は緊急事態宣言の時のような制限のままこれからもいくのかという点に関して、コロナとどう一緒に生活していくかということも国としても話し合われている中、この点を今後どのように考えていますか。

**(事務局)**

令和2年の緊急事態宣言が出た後、一旦閉所してその後時間制限、人数制限を設けて開所しております。その後、若干時間を追加するといった見直しをして今に至っております。

公民館等は見直しをさらにしたということがございますが、地域子育て支援拠点事業につきましては、利用されるお子様が3歳未満ということで、マスクの着用も難しいという乳幼児の方もございます。おもちゃを口に入れてしまうこともあり、なかなか大人が使う施設と同じようにしていくことが難しい施設でございます。今も密を避けるための人数制限、また消毒を実施するための時間制限を設けております。

新型コロナウイルスについていろいろな変異株も出ておりますが、今後、国の動きや状況を見ながら人数制限、時間制限が解除できるか検討をしていきたいと思っております。

**(委員)**

NO.6の病児・病後児保育事業について、1施設で実施し「病気または病気の回復期に」とありますが、利用するには前日の午後6時までに予約をするようです。今日熱を出して明日も休みそうだというときは予約できますが、働いている人達は当日子どもが熱を出した時どうしようと思うと思います。その辺り何か改善できないでしょうか。

**(事務局)**

病児・病後児保育については、市から委託した医療施設で行っています。スタッフの確保等準備もありますので、事前の予約制ということで現在運営させていただいています。

今後についても検討していくべきことかとは思いますが、施設の状況、人員確保等によってまた検討するという形になりますのでご理解いただければと思います。

**(会長)**

お子さんの場合、急に熱が出るということはある、その時預けられないというのはごもっともな意見なので、そこはご検討願えません。

**(事務局)**

そうですね。令和4年度から桜井の方の民間の医療施設でも実施し、そちらでは当日の予約も行っておりますので、ご利用いただければと思います。

**(委員)**

桜井でない他の民間でも何ヶ所か、当日の申込でも人数が空いていれば受入できるという体制をとっている施設があるので、できたら市でも検討いただけたらありがたいです。

**(事務局)**

ご意見ありがとうございました。

桜井の施設については、市で運営状況等を確認させていただいて市から補助を出しています。純粋な民間の施設になりますと、安全面や施設面がきちんと確認できる状況ではないのでそこまで補助は広げていません。そのようなことを踏まえ、利用者の方が利便性を考えて使われること

も一つの案だと思います。

(会長)

そういうことでよろしいですか。

他にご意見、ご質問ありますか。

(委員)

NO. 7 保育者研修制度に関して、安城市子ども・子育て支援事業計画の冊子中に保育者の離職を防ぐための研修を実施とありますが、どのような研修をして離職を防いでいますか。

(事務局)

離職を防ぐための研修ということで、新規採用者がスムーズに職場に慣れるようにスタート研修がございます。内容としましては同期の方々が集まって悩みや運営の仕方等仕事の内容などを話し合う機会を作って、仕事に対する難しさを共有しながら自分たちで高めあっていくというような研修です。

その他に専門の指導員の方が園に出向いて個別に新規採用者に指導するという指導員の研修がございます。

また、育休復帰された方に関しては、同じ経験をした先輩から育休復帰に関してどうやって仕事と家庭の両立を進めたかということ話し合う機会を作り、離職防止につなげるようにしております。

(会長)

離職の理由はいろいろありますからなかなか一元的にはやれないでしょうけど、多角的に考えていかななくてはいけませんね。

他にご意見、ご質問ありますか。

(委員)

NO. 10 の教育相談と適応指導教室の内容で、いくつか質問があります。1つ目は不登校児童・生徒支援アドバイザーによる家庭訪問支援の実施内容中、「つながりディレクターによる家庭訪問支援を年間925回実施」とありますが、つながりディレクターというのは誰か、2つ目は適応指導教室というのはどなたがやっているのか、3つ目は学校相談員を活用とした情報交換の内容で「市内全中学校8名、拠点となる小学校3校に3名スクールカウンセラーを配置」とありますが、小学校は全部で何校ありますか。3人の方で何校の小学校をみていらっしゃるのか気になりました。

(事務局)

こちらは教育委員会の所管になりますので分かる範囲でお答えします。つながりディレクターは不登校の児童のフォローをしていて、主には退職された先生方等々で対応していただいております。

(会長)

つながりディレクターは、不登校の子のところに家庭訪問して、最初は顔合わせできなかったのがだんだん会えるようになったり、あるいは学校に行けなくても保健室や不登校の子の集まりに参加できるようになった等、なかなか実績を上げているようで、いい制度だなと思っておりま

す。このままもっと数を増やして実施してもらえたらと思います。

(事務局)

2つ目の質問の回答ですが、適応指導教室はこちらも退職された学校の先生方が担当されています。また3つ目の質問ですが、学校相談員を活用とした情報交換の内容に記載されている小学校3校とは中部小学校、丈山小学校、三河安城小学校と伺っております。安城市内の小学校は21校で、スクールカウンセラー3人で全小学校を担当しています。

(委員)

1人7校を担当するという感じですね、中学校のように小学校も1人1校にするのは今のところ難しいですかね。でもこれは教育委員会の管轄なんですよ。

(事務局)

そうですね。直接は愛知県が担当していると伺っておりますが、今ニーズが多いものですから、人の確保と予算の対応も含めて条件を整えばそういった方向に進んでいくと思っております。またこの件については教育委員会にも伝えさせていただきます。

(会長)

スクールカウンセラーは心理士の資格を持った方等ですよ。そのような方を学校に配置するのはとてもいいことだと思いますけど、人選も難しいんです。なるべくたくさん配置してもらいたいと思うけど、誰でもいいというわけではないので、そこが難しいところですね。徐々に増やしていくということではないでしょうか。

他に質問はありますか。

(委員)

NO.12の保護者及び学齢期支援事業のペアレント・プログラムとソーシャルスキルトレーニングは子育てに難しさを感じる保護者対象ということですが、ペアレント・プログラムの募集人数が各10人先着であったり、小1、小2のお子さんと保護者が参加のソーシャルスキルトレーニング教室の参加人数が6組だったというのは、子育てに難しさを感じているとか勉強したい人はもっといると思うのですがこれを広げることは難しいですか。

(事務局)

この質問の管轄は子ども発達支援課になりますので、分かる範囲でお答えします。

ご指摘のとおり、参加者数が本当に少なく、今年度重点課題において講座の内容も変えながら参加しやすい形でできないか模索しているところです。本当に悩みを抱える方が気軽に参加していただけるような対策を今後行っていくという話を聞いておりますので、もう少し様子を見ていただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。他にはどうでしょうか。

(委員)

NO.14の女性への就業支援が行われていますが、個別相談会はママ・ジョブ・あいちの無料出張相談というのは「職業紹介をしません」と書いてありました。再就職セミナーも時間を上手に使いましょうという内容でしたので行政の就労支援ということにはなっていないのではないかと

と思います。子どものいる方が働きやすいというのは、就業時間や子の発熱時等融通が利くかということだと思うので、ここを重点課題とするのであれば、子育てしているお母さんたちも働きやすいというような、何かモデルがつかれるといいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

この質問の管轄は商工課になりますので、分かる範囲でお答えします。

再就職セミナーは5年ほど前に始めた事業であります。当時はまだ女性が一度家庭に入るとなかなか外に出ていくのに勇気がいたり、働き方が分からないといった意見もあり、働き出した女性を対象に、例えばパソコンのスキルや身だしなみ、言葉遣い等働くための第一歩を踏み出すための事業を展開していました。理念としてはご意見のようなことをしていくのはもっともだと思いますので、担当課である商工課に次の計画や日頃の事業の中でそのようなことができないか検討するよう伝えておきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(会長)

商工課では具体的な就業先の紹介はするのですか。

(事務局)

ママ・ジョブ・あいちの出張相談は県の方に来ていただき、相談会場で再就職のための不安や悩み等の相談ができます。その後さくら庁舎の中のハローワークにつながりますので、そこで初めて就業先を紹介ができるということになります。

(会長)

他にご意見ご質問ありますか。

(委員)

先ほどの質問で12番のペアレント・プログラムやソーシャルスキルトレーニングのことがですが、昨年の資料と比べると参加された人数がペアレント・プログラムは11人だったのが15人、ソーシャルスキルトレーニングは5組だったのが6組と増えていますので徐々に増えていくのかなとは思いますが、少しお知らせしておきます。

(委員)

3教室各6回しかなく、初めから枠が限られているのもう少し困っている人や受講したい人がいると思います。その6回は日付も決まっていて、そのうち1回2回行けなかったら次行きにくい感じになると思うので、もう少し幅広く受講できる体制があるといいと思ってお話ししました。

(委員)

日程的に受講できない日もあると思うので、回数を増やせばどこかで受講できるということではないのでしょうか

(委員)

同じ講座が6回あるのではなく、全部受講して一通りの講座という感じがしたので、1回休むとその回の勉強が飛んでしまうと思います。

(事務局)

ただ今ご意見のあった講座プログラムのあり方も含め、今年度検討しておりますのでまたご理解いただきたいと思います。

## 【議題2】 第2期安城市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて（資料2）

### 資料2について、事務局より説明

（会長）

議題2については承認が必要な議題です。

新型コロナウイルス感染症等の影響により平常時の実績の想定が困難であるので、要するに中間年である今回は見直さないという結論でよろしいでしょうかということです。それを前提にこの議題についてご意見等ご質問ございましたらお願いいたします。

（委員）

見直すか見直さないかというのは別は別に、定員が記載されているのですが、園の定員というのは単園で見るとはなくて、地域の実情に合わせていく必要があると思っています。その中で認可定員と利用定員がありますが、認可定員はもっと高いけど減らしているという園もいくつかあると思います。

実情、どこの地域がどれだけ余力があるかまたは足りないかというのがこの資料からだと見づらくて、せっかく運営方針により中学校区で区間を区切っている中で、その中でどの中学校区が充足していてどの区間が充足していないかが分かると、自分の園の定員の見直しでも参考にできますのでご要望させていただきます。よろしくお願いします。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。定員については認可定員で、基本的には認可定員と利用定員はイコールであることが求められています。しかし開園間もないとき等利用定員を下けている園もございます。ただ公立事業団園にしましては全て認可定員と利用定員は同じになっております。

おっしゃられたとおり、定員というのが実質、職員配置を加味していない部分が多少ございまして、その年度の職員の配置によってはこの定員まで実際には受け入れることができないということがあります。そのような理由で実際にどれだけの人数が受け入れ可能かというところが見えづらいところかと思えます。

（委員）

認可定員と利用定員は同じという認識でよかったですか。

以前認可定員が高かった園の定員を見直されていますが、認可定員を下げたという認識でよろしいですか。

（事務局）

そうですね。事業団園に移行した園は認可定員も変更しております。

（会長）

他にご質問、ご意見はありますか。ないようでしたら本議題についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

賛成多数ということで原案どおり承認されました。次の議題へ移ります。

### 【議題3】 保育園、認定こども園、幼稚園の在園児数について（資料3）

#### 資料3について、事務局より説明

（会長）

議題3について、ご質問等ありますか。

（委員）

保育園、認定こども園、幼稚園の在園児数については分かりましたが、保育士の先生の人数はどうなっているのでしょうか。例えば城ヶ入こども園は全体で47人ですが、和泉保育園は5歳児だけでも55人います。この園だけでも先生の比率が違うと思います。保育士の配置基準は国が定めていますが、どのように配置しているか教えていただきたいです。

（事務局）

確かに、園の規模によって職員数は大きく変わってきます。保育室の面積から定員を出していますし、例えば5歳児ですと、先生対子どもが1対30というように、園児の年齢によって保育士の配置基準もあります。職員配置は、限られた職員の中でどれだけ有効に配置できるかというところで、毎年4月の入園申し込み状況をみてから配置しています。各園の教室数は決まっていますので、申込状況によって幼児と低年齢児クラスを変更する場合があります。

（委員）

城ヶ入こども園は先生1人に対しての子どもの人数が少ないのに対して、和泉保育園は5歳児だけでも55人で、多くても先生は2人から4人とかですね。

（事務局）

そうですね。5歳児ですと、30人のクラスがありまして一番多いところで先生対子どもが1対30になるので、やはり園によって1対15の園もあれば、1対30の園もあるのが現状です。

（会長）

ちょっと聞きたいのですが、城ヶ入こども園は、3歳4歳5歳児クラスにそれぞれ1人ずつ先生がつき、和泉保育園は3歳4歳5歳児が1クラスにつき50人くらいですから、先生各クラス2人くらいなのですか。

（事務局）

基本的には3歳児は1クラス最大20人、4歳5歳児は1クラス最大30人で、各クラス担任は1人です。あとは加配の職員が付く場合もありますし、アシスタントが付く場合もあります。

（会長）

規模からいって多少のばらつきは出るでしょうけどね。あまりにアンバランスだご指摘のようにちょっと是正ができないかということなんではないでしょうか。ご趣旨とするところはそういうことでよろしいですか。

（委員）

議題が在園児数についてですが、何を見て良い悪いを言え方がいいのかが分からないというのと、保育士の配置基準というのも市独自で見直したりという予定はあったりするのでしょうか。

（事務局）

保育士の配置基準につきましては、現在国が定める基準で安城市も運営しております。

やはり配置基準については、もう、過去何年も見直されてない状況の中で、現場との実態との乖離というのも指摘されているところでございます。

一方で、職員の確保がなかなか難しいという現状がありますので、職員の確保に努めながら、例えば、国基準よりも市の方が高めるといいますか、そういった努力は検討して進めていきたいと思っておりますけど、現時点では国の基準でやっております。

**(委員)**

在園児数とは話が違ってくるのですが、いつも思っていることを言わせていただきます。

保育士の方は小学校の先生のように勉強を教えるより、もっと大切なこと、毎日の生活をお母さんの代わりにやってくれませんか命を預かる大事なお仕事だと思うのです。今、幼児教育が無償化になり、私たちからは先生方に何も給料をお支払いしていません。個人的な意見ですが例えば1人月1,000円なり出せばもっといい先生が来てくださったり、給料を上げたりできるのではないかと思います。今、頑張ってもこの給料しかないのかという感じで、年をとったり子どもが産まれたりするとこの仕事には戻れないというようなことにならないよう、すごく頑張って働いてくださっている先生方に何かできないかと思う中で、給料の面や保育士の配置基準で1人が30人みるというのをせめて20人にしたりとかそれだけでも先生の大変さが緩和されると思います。現在生活面だけではなく、アレルギー対応やコロナの対応で掃除をたくさんしなくてはいけないとかそういうところが報われるように、また、子育てのまち安城になればいいなと思います。個人的な意見です。

**(会長)**

役所の方はなかなかお答えしにくいですね。これはいわば政治の問題みたいなことでね。

はい、ご意見どうぞ。

**(委員)**

民間保育園の園長をしています。

市役所の方がなかなか答えづらいかもしれませんが、国の基準があつて安城市もさらに上乘せで人員配置の方は見てくれております。

ただいまおっしゃったように小さい園だとやはり1クラスが30人を割ってしまう、15人15人のクラスでもプール計算で1人しか配置できない等制度の難しいところがあるので、小さい園は先生を回すのは大変だというのはよく聞きます。人を配置できる制度をたくさん利用していただけていまして、職員さんが来ていただければ利用できるっていうところもあるので、その部分で今後は人が採用できるような施策を考えていただければと思うのが1点です。

あとこの機会に言わせていただきますが、子ども・子育て支援事業計画のところで統合保育というのがあります。厚労省、文科省、内閣府とそれぞれの管轄で制度が違って、本来保育園、幼稚園、認定こども園において障害児を統合的にみるということがありますが、この辺で保育園については今安城市が人を配置できるように補助をしていただけます。幼稚園の方も、愛知県から補助が下りています。認定こども園において保育園の部分は、従来福祉ということで人を配置することができ、あと幼稚園から移った認定こども園も県から補助が下ります。

しかし、保育園から認定こども園に移ったところは幼稚園の人員配置に対する補助がありません

ん。これが、福祉ではないと言われたらそうなんですけど、ただ障害を持っているお子さんがいるお母さんは仕事がなかなかできない状況です。ですからそういう方を優先的に今まで入れてきた経緯があるのですが、その部分はやっぱり考慮していただきたいという思いがあります。

これはたぶん公立保育園でも城ヶ入保育園も保育園から認定こども園に移ったところで、幼稚園の配置ができないということになるので、そこは皆さん平等にみるという観点からいくと、考えていただく余地があるんじゃないかというのが私の意見です。お願いいたします。

(会長)

よく明石市の市長がテレビに登場しますが、そういうのを国や県がと言ってないでも市が全部やるんだというような市長は確かに存在しますから、明石市でやるんだから他の市でやれないことはないとか言ってましたけど、またそう一足飛びにいかないかもしれませんけどね。

確かに今制度の狭間ですから、今改革期にあるということで、やっぱりちょっと矛盾が出てるのは仕方がないですけど、これを安城市独自にっていうのはなかなか一足飛びには難しいと思うますがご指摘のとおりですから、それは変えていってもらいたいと思います。

#### 【議題4】 民間保育園の認定こども園への移行について（資料4）

##### 資料4について、事務局より説明

(会長)

はい、これにつきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

そもそのことでちょっとお伺いしたいんですけど、私は保育園と認定こども園の違いがよく分からなくて、どう違うのか教えていただければと思ひまして、よろしくお願ひします。

(事務局)

保育園は、保育に欠ける子どもたちが通う施設となっております、基本的には0歳児から5歳児までを受け入れる施設となっております。

幼稚園は、就労してない保護者を中心に希望して入る施設となっております。

認定こども園については両方を兼ね備えた施設となっておりますので、就労に関係なく入れる施設となっております。

(委員)

いいとこ取りということですね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

保育園と幼稚園は厚労省と文科省と管轄が違うということで、保育士さんと幼稚園の先生は一応別の資格だと私も認識しておりましたけど、この認定こども園の先生は両方の資格を持っていらっしゃるというふうに聞いてますけど、それで間違いはないですか。

**(事務局)**

はいそうです。

ただ幼稚園から認定こども園に移行した園ですとか、保育園から認定こども園に移行した園ですと、やはり片方の資格しか持っていない先生もいらっしゃるため、令和6年度まではどちらかの資格を持っていればよいということになっています。

認定こども園に移行した時点では、片方の資格しか持っていない方もいらっしゃるんですけど、これから段階的には両方の資格を持った先生が認定こども園で、保育と教育をしていただくような流れになります。

**(会長)**

ありがとうございます。

この問題は、50年、60年そのくらい前から幼稚園と保育園を統合すべきではないかということはずっと意見があって、ようやくここに来てそれができるようになってきたということです。

**(事務局)**

少し補足をさせていただきます。

この資料中の認定こども園の種類が「幼保連携型認定こども園」とありますが、認定こども園の種類が4類型ありまして、そのうちの一つが幼保連携型です。他に幼稚園型ですとか保育所型等あるわけですが、先ほど会長が言われました両方の免許が必要というのがこの幼保連携型になります。安城市では、認定こども園化するときには一番基準が高いといいますが、質が高い、幼保連携型で認定こども園化していただくようお願いをしているところです。

**(会長)**

多分この先もっと時代が進めばどちらの免許というのではなくて、認定こども園の先生みたいな免許になるんじゃないかなと思うんですね。

いずれは小学校入学前の子どもさんを教える先生、あるいは講師という資格になるのではないかと思います。今過渡期であるというふうな認識ですね。

それではお時間も迫ってきましたので、ここで愛教大の新井先生に総合的なご助言をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

**(助言者)**

さまざまな議論をありがとうございました。非常に具体的な指摘も出てきて、一つ一つの項目について理解が深められたと思っております。

またこの会におきましても今後ともこのように具体的な質疑応答ができると、それによって逆に言えば具体的なよりよい案が考えられるのではないかと思います。今日の会議はなかなか実りの多い会議だったのではないかと感じております。

認定こども園の話などもありましたが、この認定こども園というのは、全てのお子さんに対して質の高い幼児教育を保障したいというのがまず一つの要点ですね。

保育園や幼稚園に関わらず、また親が働いている働いてないに関わらず、全てのお子さんに質の高い幼児教育を保障するという、それとともに子育て支援もきちんとしていく、つまり、労働されている父母の方に対しても、そのお子さんに対して保育もきちんと保障していくという

ところを両方合わせてやっていくというところにこの認定こども園の良さがありますので、そういった点ではいいところ取りなのかもしれません。

ただそれぞれがきちんと質を落とすことのないよう行政としても工夫していかないといけないところでしょう。

今回の会議で配置基準や先生の離職の話も出ましたが、そういったところの両方をきちんと維持して高めていけるような政策を引き続き努力し、実現していかないといけないと感じました。

あわせて本日一言だけ申し上げたいのは、つい先月こども基本法案が成立しました。こども家庭庁の設置の案が通り、来年度の4月1日から設置されることが決まりました。

こども基本法案も可決成立をして同じく来年度4月1日から施行ということで、これは結構大きなものではないかと私は思っております。

私自身も全くこども基本法案について理解ができておりませんが、これこそ本当に子どもの権利条約のところから出てきている法律、1989年に国連で採択された子どもの権利条約ですね。

そこをもとにして日本では1994年に批准をしたけれども、要するにそのまま30年近く国内法が未整備のままでした。ずっと国連からきちんと整備するようと言われて続けてきたものが、ようやくここにきて基本法が仕上がったということになります。やはりその精神をきちんと理解し基本方針を理解して、具体的に例えば安城市では今後どういう条例を作っていくのかとか、どういう施策に生かしていくのかということが問われていくのではないかと考えております。

その柱として幾つかありますが、基本的にはこどもの権利条約を見ていただければいいのですが、お子さんたちの生きる権利や育つ権利、その他教育も保障していくということはもちろんあるし、守られる権利ということも虐待等を防ぐというようなところもちろんあるのですが、これまで日本であまり注目されていなかったこととして、お子さんが自分の置かれている状況に対してさまざまな意見を表明したり参画していくような権利がこのこどもの権利条約にあって、今回それがちゃんとこども基本法案のほうでは扱われています。

年齢発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に対して意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会が確保されるということなどが書かれておりますので、例えば、お子さんたち、お子さんというのは乳幼児だけではなく成長している方々もお子さんに入っていて、普通に考えれば18歳ぐらいを想定してるというふうに思うのですが、だから小学校、中学校、高校のお子さんたちも含めて、自分は例えばもっとうこういう教育を受けたいんだとかこういうことを考えてるので先生方に対応してほしいとか、乳幼児も含めてもっとうこういう先生がたくさんいたほうがいいのか、いいことがあるのかとなると分かりませんが、やはりそのお子さんにとってよりよい環境、状況を整えていくということを今以上に配慮していく必要があるのではないかと考えております。

まだまだこれから私自身も理解を深めていかないといけない内容なので、ぜひここにお揃いの皆様方はこども基本法案ができたということを目撃してまたお読みいただき、それぞれの立場でよい方向に持って行っていただけるといいと思います。

今日はいろいろなお話をお聞きかせていただきありがとうございました。また折に触れて施策にも私もうまく関与できればというふうに思っております。ありがとうございます。

(会長)

以上をもちまして、本日の議題は終了ということになります。

**(事務局)**

会長、進行ありがとうございました。

また長時間にわたり委員の皆様におかれましてはご審議いただきましてありがとうございました。

最後に4番、その他ということで何かご意見等があれば頂戴をいたしますが、よろしかったでしょうか。

**(委員)**

何回か前の会議で、新井先生が5歳児健診という実施があったらすごくいいのではないかと提案をされていました。そのときは賛同しているということをお伝えできなかったのですが、安城市でも生かせないかと、いつか機会があれば発言したいと思っていました。お時間がないので手短にお伝えします。

私も子どもを育てている途中であり、保育経験があるという二つの目線から、具体的には今日の資料中、事業計画の重点項目ではありませんが、NO. 23の乳幼児健康診査事業を安城市ではすでに実施されていますが、新井先生が以前おっしゃられたように、ここに記載されている乳児健診、4か月、1歳6か月、3歳児健診の他に、5歳の集団健診があるとやはり見えてくるものがあると思います。今日お話の中にも挙がっていたのですが、例えばNO. 12のペアレント・プログラム等で育てにくい子のことを相談できるように、集団健診は親が発言、発信できる機会にもなり、集団健診がないと分からない親御さんも多いと思います。新井先生の意見にすごくいいなと思ったので、ここでどうしてもお伝えしたいと思いました。

実際、豊川市では2歳児の歯科健診というのをやっていて、すごく成果があると聞いています。個人ではもちろんあんステップ等に行ったりできると思いますが、全員には実施は難しくても、今実施している年齢児以外で集団健診の案内を出せば、もっと拾い上げにつながると思いました。ありがとうございます。

**(事務局)**

今5歳児の集団健診というお話があったのですが、就学される時に就学時健康診断を各小学校で行っております。

また気になるお子さんについては、学区の方と連携をとりながら園の年長である5歳児に対して就学時の健診のような形で訪問指導をさせていただいています。そういった形でケアはできているのかなというふうにも感じてはおります。

**(会長)**

せっかくですから新井先生からも一言お願いします。

**(助言者)**

ありがとうございます。

市民の方からのこのような後押しがあれば、また保育課も考えていただけるかもしれないと思いながら聞いていました。5歳となると、具体的には年長ではなくて年中に該当すると思いますが、やはりそこでお子さん同士が遊ぶ機会が増えてきて、このお子さんにはもうちょっと配慮が

必要ではないかというところが見えてくると、その後、年長になりそして次の小学校につながっていく面でもやはりいいだろうと思います。

そのあたりが幼稚園、保育園できちんとでき上がってればいいのですが、なかなか難しい面もあるのかもしれませんが。引き続き保育課でもご検討いただけるとありがたいと思います。ご意見ありがとうございました。

**(事務局)**

ありがとうございました。

お時間もございますので、それではこれもちまして第1回安城市子ども・子育て会議を終了いたします。

委員の皆様におかれましては長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。